

平成 3 1 年

総務委員会会議録

と き 平成 3 1 年 2 月 2 6 日

品 川 区 議 会

平成31年 品川区議会総務委員会

日 時 平成31年 2月26日 (火) 午前10時00分～午後 0時21分
場 所 品川区議会 本庁舎 5階 第5委員会室

出席委員	委員長 伊藤 昌宏 君	副委員長 新妻 さえ子 君
	委員 中塚 亮 君	委員 いながわ 貴之 君
	委員 須貝 行宏 君	委員 吉田 ゆみこ 君
	委員 松澤 利行 君	
欠席委員	委員 高橋 伸明 君	
出席説明員	桑村 副 区 長	中山 企 画 部 長
	柏原参事(企画調整課長事務取扱)	大野 計 画 担 当 課 長
	品川 財 政 課 長	小林 施 設 整 備 課 長
	中元 広 報 広 聴 課 長	木村報道・プロモーション担当課長
	山本 情 報 推 進 課 長	榎本 総 務 部 長
	米田参事(総務課長事務取扱)	島袋 人 権 啓 発 課 長
	黒田 人 事 課 長	立木 経 理 課 長
	伊東 税 務 課 長	齋藤 会 計 管 理 者
	秋山選挙管理委員会事務局長	小川 監 査 委 員 事 務 局 長
	久保田区議会事務局長	

○午前10時00分開会

○伊藤委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、報告事項、その他と進めてまいります。

なお、高橋申明委員より本日の委員会に欠席の旨、連絡がありましたことをお知らせいたします。本日もどうぞよろしく願いいたします。

1 報告事項

(1) 業務改善推進プロジェクトチームの検討状況について

○伊藤委員長

それでは、予定表1の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)業務改善推進プロジェクトチームの検討状況についてを議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○柏原企画調整課長

それでは、私から業務改善推進プロジェクトチームの検討状況についてご報告いたします。資料をご覧ください。こちらのチームは、庁内の検討チームということで、品川区働き方改革の一環で業務改善の課題に当たっているものでございます。

資料をご覧ください。設置目的でございます。各部署に共通する業務改善課題、また風土・意識・慣習等に起因する課題、その他業務改善に関する課題について、庁内の各部より選出したメンバーによって構成されたプロジェクトチームということで、課題要因の詳細分析や改善に向けた方向性等について検討を行っておりまして、具体的な改善提案を行うということで、プロジェクトチームとして発足しているものでございます。

検討体制につきましては、こちらの資料の中ほどにあります図に描いてございますけれども、今申し上げたとおり、働き方改革の一環として行っているものでございます。検討体制は、各部の代表から成ります16名のメンバー、事務局は企画調整課が行ってございます。実施期間といたしましては、昨年、平成30年7月から本年3月までで、主な検討内容は先ほど申し上げたとおりでございます。

こちらのプロジェクトチームで検討された内容は、適宜方針等について決定をとりながら、全体方針や新たなルール等について全庁への周知を行っていきながら、現場における実行化を図るものでございます。また、実行化に当たりましては、生じる課題等についてPTで改善案を検討するPDCAサイクルといった形で改めて改善を図っていくというものでございます。

具体的な検討状況でございます。次のページ以降でございます。検討計画ということで記載してございます。先ほど申しました7月からスタートしたわけでございますけれども、前半の検討では、まず課題の抽出、分析、予算要求に向けた整理といったところを行ってきました。こちらの表でいいますと、ちょっと黒く網がけしたところで、ステップ1、2、3と書いてあるところが前半部分で検討したところでございます。

課題の抽出等につきましては、いわゆるブレインストーミングの形式をとりまして、どのような課題があるかをまずは出すところから始めております。こういったところで全庁的な問題点や課題の抽出、整理を行いまして、その後、ステップ2の部分で、これは課題分析を行ったものでございます。根本原

因の深掘りや、対応策の検討をいたしました。ステップ3におきましては、その課題を幾つかにカテゴリ分けしまして、優先順位をつけたものでございます。それに基づいて整理を行ったものでございます。

一番右のステップ4は、後半、10月以降の部分でございますけれども、課題の中で特に、庁内の会議の運用ルールの実行化に向けて検討を進めたものでございます。写真等は検討の状況を示したものでございます。

続きまして、その次のページ、2ページとページ番号を振ってございますが、課題の優先順位づけというところでございます。左側の表をご覧くださいますと、先ほど申し上げた、いろいろ課題を抽出した中で、項目としてカテゴリ分けをしたものでございまして、主には10項目にまとめたということでございます。

検討するに当たっての優先順位をつけて、1、2、3、4という形で番号付けをいたしました。先ほど申しました1番のところが会議のルール策定等々、こういったところが一番最初の検討しようとしたところでございます。

その下、庶務業務の見直しであったり、円滑な引き継ぎに必要なルールの策定、事業のスクラップ・アンド・ビルドの基準の策定などといったところで順位づけをしたものでございます。

それから、右側の表は、業務改善推進にかかる主な平成31年度予算要求項目ということで、項目出しをしたものでございます。こちらはもう既に予算ということで提案させていただいているものでございまして、改めて予算特別委員会等で、別の場でご審議いただくことになろうかと思っておりますけれども、こういった内容のものを予算要求項目として打ち出したというものでございます。

最後のページでございます。検討状況概況ということで、先ほど申し上げました会議のルール化を一番最初に検討していこうという方針を出しましたので、会議のルール化については、資料の左側にありますけれども、会議効率化の基本ルールということで、これは一部抜粋でございますが、庁内で行う会議の基本ルールを決めたものでございます。

内容といたしましては、例えば、会議を1時間以内でおさめるようにということや、資料の送付は2日前まで、また目的・準備・時間を事前に周知、出席者は最小限に、必要性・頻度を見直して、会議の数を最低限に、VDI環境を活用してペーパーレス会議を実現、抜粋でございましてけれども、こういったところを基本ルールとして実施しようということで決めたものでございます。庁内では、これを2月から運用を実際開始したところでございます。

下のカラーの絵は、これを視覚的にわかりやすいようにということでポスターをつくりまして、庁内の会議室に順次これを貼り出して、会議をする上で見えやすいように、こういったルールでやるのだということで周知できるようにしたものでございます。

また、右側のほうですけれども、残り幾つかまだ継続してございますけれども、円滑な引き継ぎルールに関する全体方針案の作成であったり、事業のスクラップ・アンド・ビルドに関する全体方針案の策定ということで、現在検討を行っておりまして、おおむねの方向性は決めているところでございます。

最後、今後に向けてということで、こういった運用を開始した会議の基本ルールの実行化や定着化であったり、今年度末までに成果、課題をまとめて、平成31年度の実施に向けた検討を行っていくものでございます。

こういったところで、働き方改革につながるよう庁内全体で共通する業務改善について、職員の発意といいますか、職員レベルで検討を行い、全体に周知して、働き方改革につなげていきたいというもの

でございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。本件に関してご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

ご説明ありがとうございます。会議を短くするというご説明が先ほどあり、2月から運用されているということですが、私もこの12年間議員をやっている中で、予算特別委員会や決算特別委員会で会議が長いのではないかという話も何か出たような気がするのですが、何でこの時期に、今さらという言い方はおかしいですが、昔から会議を短くするための会議を品川区はとよく言われていた時代がありましたが、その時代はとうの昔で、今において会議を短くするためというのを、今まではどうだったのか、これをやったことによって、何がどう変わるのかということをお教えいただきたいのが1点と、重要課題概要の中に、教育、研修の見直しとあるのですが、これは具体的に今までどういった教育、研修があったのかということをお教えいただきたい。これはあくまでも庁舎内のことであって、教育に関しては、入っているとは思いますが、行政である以上は、区民サービスの徹底をしていく、追究していく、ゴールはないと思うので、接客術とかが今まで研修に入っていたのか。今回、見直しをすることによって、窓口業務の接客みたいな研修、教育が入ってくるのかどうなのかということをお教えいただきたいです。

○柏原企画調整課長

まず、全体のほうの会議にかかわる部分でございます。今回業務改善のプロジェクトチームを設置するにあたり、その前段階として、BPRの手法を使いながら、幾つかの所管で、どういったところに課題があるのかということをお事前に検証をやったところがあります。その中で、全庁共通の課題について解決しなければいけないのではないかという部分が数多く出てきました。そこでも会議の運営がどうなのだというのがありまして、全体で共通する課題について今回このプロジェクトチームで解決しようという流れがまず1つあります。

その中で、先ほど申しましたように、ブレインストーミングでまずは課題を出そうというところから始めたのですが、多く出たのが会議だったのです。皆さんの共通認識として、それぞれの所管で、会議のやり方を工夫してきてはいたのですが、これはやはり全庁としてルール化してやらなければいけないだろうということがありまして、タイミングとしてなぜ今さらというような印象もあるのかもしれませんが、我々とする、ルールがあるようで、きちんと規則化したものがなかなか見えづらかったところがあったものですから、こういった中で会議の進め方についてここでもう一回きちんと見直しして、ルール化しようという流れになったということでございます。

これによりまして、今、委員からご紹介もありましたけれども、会議のための前段階の会議だったり、目的をはっきりさせて会議を行うというのが一定程度見えてきましたので、そういったところで、単純に短くするというよりは、会議の効率化や効果的な会議ができるということに一定程度の効果が出るのではないかということで期待をしているところでございます。

それから、研修、教育の部分でございますけれども、これは主に人事部門で全体研修などをやっておりますが、今までも接客やお客様に対する接し方、それから仕事のスキルアップのための研修も当然今までもやってきておりますので、それを体系的にやってきたということになります。

今回の研修、教育というのは、例えば、業務改善につなげるためにいかに効率的に仕事を進めるのか、全体として知っておかなければいけないセキュリティの関係、情報の扱い方など、そういったと

ころにかかわる部分について、もう少し強化が必要なのではないかという意見が出る中で、重要課題の項目として挙げたというところでございます。もちろん仕事を進めるのに効果的なもの、それから、区民サービスの向上につなげるものということで、さらに充実を図りたいという意味合いで、こういったものが出てきているというものでございます。

○いながわ委員

ありがとうございます。会議については、会議が長いよねというのは、どちらかという、職員の方々が会議に参加したときに、若い職員はそういう感覚でいる可能性もあるし、問題意識を持ってもらいたかったというのがあって、要は、このPTが設置されたからこそそういう話が出てきたということで、もし設置されていなかったら、要は、国の働き方改革とかがあって、「しながわ一く」の一環として、PTを設置してやってみようという話で、ようやくそういう話が出てきたと思うので、もしこれがなかった場合には、ずっとどうしようかという話で、会議、長いよねという話がずっと、ずるずるずるずる来ていると思うので、そういった問題意識を持った時点で、どんどん積極的にこういったPTは設置して、問題解決に向けて全庁的にやっていただきたいという思いがありますので、それはそれでしっかりよろしくお願いします。

あと教育研修の見直し、これはもう庁内にかかわることなので、区民サービスにどうつながっていくかというのはなかなかあれですけども、要は、庁内の働き方改革を行うことによって、それが区民に伝わってくると思うのです。ああ、何か今までと違うなど、職員の動きも違うし、今までいなかった職員がそこにずっといて、しっかりと対応してくれるというのが多分見えてくると思うので、その中で接遇というか、それは絶対大切な部分だと思っているのです。区民の人たちが役所に来て、私たちに相談とか、苦情が来るのは大抵窓口ですごい言われ方をしたと、私はその場にはいないので、どういう言われかわからないのですけれども、そう感じ取られてしまわないように、俗にホスピタリティーにもつながってくると思うので、そういう研修はしっかりとやっていただきたいという思いがあります。その辺はしっかりやってください。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

○中塚委員

品川区は働き方改革の検討状況をというご説明がありましたが、何のために働き方改革をしているのかという目的や目標がご説明ではよくわからなかったのです。資料には、業務改善課題や風土・意識・慣習などに起因する課題などがありますが、これらを何のために、また目標をどこに置き働き方改革として位置づけているのか、そこをご説明いただきたいと思います。

○柏原企画調整課長

今、区において働き方改革を行っているところでございます。その一環ということで、業務改善を行っているのですけれども、区職員の働き方の意識や働き方を変えることによって、例えば、超過勤務の削減であったり、業務改善によってできた時間を、違うところにパワーを注ぐとか、そういったところにつながるよということ、業務改善は特にそういった方向性を、結果として出したいというのがありましたので、働き方改革の流れの中で業務改善のプロジェクトとして進み出したというものでございます。

○中塚委員

今、超過勤務の削減というお話がありましたけれども、働き改革の目的や目標を明確にすることが必

要ではないかと思うのです。その1つに、超過勤務の原因や分析、いわゆる有給休暇の取得率や、女性であれば、生理休暇、また男性の育児休暇、さまざまな物差しで現状をはかりつつ、原因を明らかにして、働く者同士で対策を話し合っていくという方向性が、資料の冒頭の説明では見えにくかったのです。いわゆるワーク・ライフ・バランスと長く言われておりますけれども、なかなか実現に至っていないだけに、目標や目的を1つの指標として定めて進めていくということが必要だと思うのですけれども、例えば、超過勤務、有給取得率、生理休暇、男性の育児休暇の取得など、そういうのを物差しとしてはかるという考えがあるのか伺いたいと思います。

○柏原企画調整課長

今回の業務改善については、最終的には職員の働き方、例えば、超過勤務削減や、先ほど申し上げましたけれども、結果としてそういったところにつながるような形で取り組みたいというところがございます。

ただ、今回業務改善というところで取り組みましたのは、それをする上で、例えば、重複した仕事があったのかとか、これはやらなくても済む仕事ではないのか、もっと違うサービスができるのではないかなど、そうした視点で仕事そのものに対する改善といたしますか、そういったところに焦点を当てたというところがございますので、そこから何が出てくるかというのを今回検討してきたというところがございます。

最終的には職員の働き方につなげようというところはもちろんございますけれども、区全体で効果的な仕事の仕方といったところを、まず実質的な効果を出していきたいというもので、やってきたというところがございます。このPTのメンバーにもそういった趣旨だということを伝えながら、全庁的に広めながらやってきているものでございます。

○中塚委員

職員同士で話し合っただけで課題を出して、改善していくというそれ自身は大事なことだと思いますし、その中で特に会議が長い、多いというのが、職員の方の実感だったのだなと改めて思ったところなんですけれども、議会からだと、執行機関の会議の多さだったり、職員の方の実感として、会議に拘束される時間が長かったり、こういう課題を出し合うというのは、率直に言って、過去の働き方に対する批判にもなってしまうので、言いづらい部分もあるのかもしれないけれども、ここは自由に議論ができるようにしていくということが大事な点であると思うのです。

そういう意味では、こういう取り組みが進められること自体は大事なことだとは思いますが、率直に言って職員の風通しというのはどうなのですか。自分たちの仕事を自分たちで見直すというのは、ともすれば上司や今までの積み重ねてきたことに対して意見を言うことになるわけだけれども、まずはそういうのもしっかり出し合おうというところがないと進んでいかないのではないかと思いますけれども、風通しについて伺いたいと思います。

○柏原企画調整課長

今回このプロジェクトで動き出すときも、全体調整をやっています我々企画部門のほうでまず声を上げたというところで、各部から出してくださいということで、全庁的に職員を募集しました。出ていただいた方には率直なところといたしますか、課題になっていることに対してどんどん出してくださいというのを、各部の部長を含めて、そういう方々にそういう趣旨でプロジェクトチームを立ち上げますということでお話ししました。そういうことを全体で言っているということと、実際この会議でPTのメンバーたちに、こういったきっかけがあったから、こういう意見が出せたということで、いろいろな意見

を自由に出し合えたということが感想としても出ていますので、そういう意味では、風通しということについてのお答えになっているかわからないですけれども、全庁的な風潮といたしますか、流れをつくるのにはいいきっかけにはなっているという感じがしてございます。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

○須貝委員

実際昨年7月から本年3月までPTで検討されてきたのですが、状況としてどうなのですか。それなりの成果が出てきているのかどうか、要は働き方改革として超過勤務の改善、重複した仕事を見直す、仕事の中身を改善するとか、資料に会議効率化の基本ルールというのが大きく出ていて、他に引継ぎ、スクラップ・アンド・ビルドというのも出ているのですが、実際に成果はこれで出るのでしょうか気になっているので、教えてください。

○柏原企画調整課長

例えば、会議のところで申し上げますと、2月からスタートしたところですので、今すぐ何か成果というのはまだ数字があれですけれども、重複していた会議を減らすことによって、その時間帯に別のことができるというのが出てきますので、職員といたしますか、組織としても少し機動的な動きといたしますか、ほかの仕事に対してマンパワーを投入できるという効果を期待できると思っています。

それから、これは予算審議にもちょっとかかわってしまうのですが、例えば、平成31年度予算で会議スペースの整備、フリーアドレスのモデル実施など、いろいろIT関係でできるようなこととかをご提案していますので、こういったところによっても、効率的な時間の使い方というのが期待できると思っています。

それから、一番最後のページにあります引継ルール、スクラップ・アンド・ビルドに関わるの全体方針案の作成というところですが、人事異動で人がかわったところでの事務の引き継ぎは今までもあったのですけれども、それをもう少し上司も含めて俯瞰できるようなルール化をしていこうということで、人がかわってもサービスが提供できるような流れを、これはもう職員レベルで考えた内容で、それが全体的に周知できるようにということでやりました。この辺を実行化していくことによって、明日から区民の皆さんから見て何か変わったと言えるというのは、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、そういったところでは、今までそこに時間を割いていたものがスムーズにいくというのは期待できるのではないかと考えていますので、もうちょっとお時間が経ってから見ていただければというところで思っています。

○須貝委員

よくトヨタ自動車などが業務改善で取り組んでいて、今は各部署の若手から現場の責任者からどんどん意見を自由に言っていただき皆さんで話し合う場を設けている。これは各事業部から代表が集まって進めていったら、それぞれの事業部の業務内容が違うのですから、深掘り云々というお話があったのか、効率的な業務をやるなら、各事業部で徹底的に意見を出し合って、そこで議論していかなければ、これはちょっとおかしいのではないかと考えたのです。

だって、各事業部でそれぞれ働いている人たちが30人、50人いれば、その方たちそれぞれがいろいろなご意見を持っている。この辺はこうしたら効率よくなるのではないかと意見が出てくる。それぞれ違う事業部で違う仕事をやっているら16人が集まって、業務改善、効率化について論じたとしても、これは何かちぐはぐな気もするのですが、その辺についてちょっとご見解をお聞かせください。

○柏原企画調整課長

その部分につきましては、確かに各部で違う仕事をしていますし、その仕事の内容によって流れが違ったりします。全てに対してルール化しようということではなく、各部で仕事を進める上で共通して持っている課題に対して、全庁的にルール化、基本的なところを定めていきたいと思いますというところです。もちろん最初のブレインストーミングのときには、そういった細かい話も出ていたようですけども、全庁的なルール、まずベースになっている部分をつくりましょうというのが今回の業務改善チームの主眼といいますか、そういう趣旨で立ち上げていますので、それぞれの部署で、例えば、マニュアルのつくり方だったり、そういったことに対しては、このベースを基本にしながら各部で検討していただくということで、その1ステップになるような、ベースになるようなものを今回作り上げたのご理解いただければと思います。

○須貝委員

これからどういうふうに進んでいくのか、業務改善を含めて、我々も見ていくしかないのですけれども、それぞれ違った事業部の人いろいろな考え方、この事業部はこういうふうに進まなければいけない、この事業部はこうだという意見が出てしまうとかみ合わないようなことも多いのではないかと思います。ちょっと質問させていただきました。

こういうふうに通括リーダーのほか各部代表16名が集まっている。品川区全体の施策云々ももちろん見ていくのでしょうか。そうすると、品川区の幹部候補生をここで育てているような感じを受けてしまうのです。それぞれの代表が集まって、全体を見てくれと、業務改善、いや、こっちはこうだけれども、こっちはこうだと皆さんで意見を出し合う。同じ事業部なら、いや、それはこうなのですと議論が深まっていくと思うのですけれども、今回全体を見て、区の今後の施策とか、予算とかを検討していく、そういう人材を育てていくプロジェクトチームのような気がしましたので、感想として言わせていただきます。終わります。

○吉田委員

スケジュールというのか、今後のことなのですけれども、2月から会議効率化の基本ルールの運用を開始したということによろしいですか。2月から運用を開始したら、今度はその結果を点検をする時期が来ると思うのです。それをやらないと意味がないと思うので、ただ、このプロジェクトチーム自体は実施期間、とりあえずこの3月で終わるといったことなのではないでしょうか。そうすると、その後どういうふうに進んでいくのか。

まずは会議の効率化というところから始めるとすると、そのほかにもいろいろ重要課題が洗い出されているのですけれども、その年度、年度の予算のこととかも必要になってくると思うので、今全部こう考えているということはないかもしれないのですけれども、先の見通しについて教えてください。

会議が長いというのは、いろいろな団体でも必ず出てくると思うのです。会議の時間が長過ぎるのではないかと。1時間以内というのは大変いいと思うのですけれども、1時間以内に終わらせるためには、資料の準備がすごく大変です。2日前までに資料送付というのも、文字で書くのは簡単ですけども、資料を作成する人に見たら、それは結構大変なこと、その中で目的・準備・時間を事前に周知というのも、準備するほうに見たら、結構な負担になるかなと。出席者を最小限にするということは、今度はその会議の結果の周知を別の形で行わなければいけないので、その辺について、どのようにお考えかということ。

それから、所管質問をするか迷ったのですけれども、以前、公文書の範囲をどのように考えるのかと

という質問がこの間も出ましたよね。その質問者の意図が全部わかったわけではないので、重なった質問になってしまうと思って、今回しなかったのですけれども、業務上の会議のいろいろな記録が積み重なっていくわけですよね。特に会議の時間を短くして、別の方法で周知徹底を図るとなると、それが文書として積み上がっていく。例えば、そういうのは、公文書としてどのように考えて、その後の人たちのために保管されていくのか、その辺のことももしこの議論の中に挙がっていたとしたら、教えてください。

○柏原企画調整課長

まず、会議の関係でございますけれども、今後のスケジュールも含めてですが、会議についてルール化を行い進めたというところでございます。こういったことで進めていきたいということ、先日、区長も含め、報告をする場を設けましたがその場でも指摘がございまして、点検に対する考え方とか、スケジュール感はというところがありまして、その部分についてはこれからの検討というところではありましたので、いずれにしても、会議の進め方というのがこのルールでどう進むかというのは点検しなければいけないので、これはもう次年度になると思いますけれども、そのタイミングで点検をする中で、PDCAをうまく使いながら修正するところは修正していきたいと思っております。

ということで、このプロジェクトチームの形かどうかはあれですけれども、業務改善の推進の動きというのは次年度、平成31年度も進めていきたいと思っております。先ほど申し上げたスクラップ・アンド・ビルドとか、引継ぎルールのほうも実行化に向けてその中で進めていきたいと考えています。

あと会議の中身でございますけれども、いろいろ議論はあったところでございます。単純に会議が長いというところもありますし、それから会議の定義、打ち合わせみたいなものから、外部の方が入るような会議とか、もろもろあるという議論はあったところでございます。こちらは基本的に内部の職員の会議のルール化でございますので、その辺は運用についても会議録、進め方、資料の作り方等についても検証しながら、今後もルール化をより効率が上がるよう精度を上げていきたいと考えてございますので、検証しながら、今後とも中身を見ていきたいというものでございます。

○吉田委員

検証は当然考えておられるだろうとは思ったのですけれども、こういうことを一旦決めた以上は、どれぐらいやったらこの時点で1回検証するというのは最初からある程度設定しておかれたほうがいいのかと思います。今それはまだ全然考えられていないのでしょうか。そこをもう一度伺いたいと思います。どれぐらいやったところで1回検証する、検証も1回でいいわけではないと思います。そこで結論を出すということでもないと思いますので、ぜひ教えてください。

さっきも言いましたけれども、会議を短くするときには別の負荷が絶対発生します。その辺の点検をどのように考えておられるか、今からでも想定できると思うのです。自分でも経験がありますけれども、会議を短く、議論しやすく事前に資料送付というのは別のところに必ず大きな負荷が発生しますので、その辺をどのように考えておられるかというその点を確認したいと思います。方向性としてはぜひこれを進めていただきたいので、そういうことを前提としてお答えいただければと思います。

引き継ぎ書とはどういうことなのかと思うのです。すごく具体的なことなのですからけれども、私たちは情報公開請求をいろいろな部署にします。情報公開のための用紙を出します。それに対する対応が部署で違ったりするのです。それはどれが正しいのかわからなくて、一番最初にした部署の対応が品川区のやり方なのだと思うので、ほかの部署に情報公開請求をすると、その対応が違う。こういうのは細かいことかもしれませんが、情報公開請求は区民の権利としてやっているときの対応が部署に

よって違う、そういう細かいところで、品川区の庁内の仕事の引継ぎがどうなっているのかなと思ったことがありますので、それがこの引き継ぎ書に当たるのかどうか分かりませんが、その辺のこともぜひ検討に入れていただけるといいかなと思います。これは要望です。

○柏原企画調整課長

点検、検証の部分でございますけれども、いつというのは具体的にはあれですけれども、来年度の次の予算編成の前の時期である夏、秋ぐらいが検証のタイミングであろうとは思っております。そういった中で、今お話がありましたけれども、会議の準備、今申し上げた資料の関係だとか、そういったところもろもろについて1回検証するタイミングかと思っております。

○新妻副委員長

ご説明、ありがとうございます。1つだけ、区民への周知というところをお伺いしたいのですが、先ほど、今回は会議のルール化がメインということで取り上げられていて、庁舎内の会議室に職員向けにということだと思いますが、ポスターが貼られるとありますけれども、区民に向けて品川区役所がこうやって働き方改革に取り組んでいるというところをどのように周知されていくのか、教えていただきたいと思っております。

○柏原企画調整課長

今のところ大々的な形で何か打ち出すということではないのですけれども、区の働き方改革ということで、こういうことを実行していますという周知につきましては、どういったやり方が効果的かというのはありますけれども、何らかの形で周知は検討していきたいと思っております。

○新妻副委員長

ありがとうございます。私たちも行政視察で広島県の働き方改革の先進事例を視察させていただき、県と区ですのでちょっと違いますけれども、かなり進んでいて、ホームページにもこういう形でやっていますというのが広島県では公表されております。

区民の意識の中でも、今回保育園になかなか入れないというところも通じて、それは民間の会社ですけれども、そういう意識を働き方に対して、女性だけが子育てをするのではなくて、男性も子育てに参加してほしいという意識改革が必要ではないかというお声をいただく中で、そういうことも含めて、働き方改革に関しては、区民も非常に関心があると思っております。

そういうところで、品川区がこうやって働き方改革をやっているというのを区民に示していくことも非常に大事なかなと思いますので、ホームページの公開等も含めて、ぜひ周知の仕方をご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員長

ほかにあります。ないので、以上で本件を終了いたします。

(2) 平成31年度都区財政調整について

○伊藤委員長

次に、(2)平成31年度都区財政調整についてを議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○品川財政課長

それでは、私から平成31年度都区財政調整および平成30年度の都区財政調整再調整についてご説明をさせていただきます。これは昨年秋から都区で協議を続けまして、1月30日に都区協議会におい

て合意が成立したものでございます。

それでは、まず資料をご覧ください。平成31年度都区財政調整方針でございます。一の基準財政収入額ですが、これは過去3年間の実績に基づきまして標準算定を行い、合理的に測定する趣旨を踏まえているというものでございます。2番としましては、算定に当たって、社旗経済及び税制改正の動向を考慮しつつ、標準徴収率により算定してございます。

第二でございます。基準財政需要額でございますが、1番としまして、特別区がひとしく行うべき事務を遂行することができるよう合理的、適正な方法により標準算定を行うとしてございます。2番としましては、特別区における行財政の実態を踏まえ、算定方法を見直すともに、各測定単位における数値の増減、それから、国・都の方針による増減を見込むもので、この見直しについては、毎年行っているものでございます。

第三のところをご覧ください。今後の措置でございます。都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例及び予算案を平成31年第一回東京都議会に付議します。区別の算定は平成30年度の決算をもとに算出し、夏ごろに当初算定としてご報告させていただいてございます。

それでは、2ページをご覧ください。上段から3行目です。3行分が調整税でございます。固定資産税は1兆2,674億7,800万円、3%の増となっております。市町村民税法人分につきましては、6,884億3,600万円で、10.4%の増、特別土地保有税につきましては1,000万円で、合計が1兆9,559億2,400万円で、5.5%の伸びでございます。特別区分につきましては、このうち55%となっております。金額としましては1兆757億5,800万円となっております。

その下、次に精算分でございます。こちらは平成29年度の決算に基づいた確定分でございます。それを加えたものが計、Aのところにあると思っておりますが、1兆819億7,500万円で、普通交付金分95%、それから特別交付金分として5%に分けたものが下の内訳となっております。

次に、基準財政収入額、Bでございます。特別区民税から下の基準財政需要額、Cの1つ上の地方消費税交付金特別加算額まで、こちらが1兆1,653億1,300万円となっております。次に基準財政需要額、Cのところですが、こちらは2兆1,931億9,000万円で、財政需要額を積み上げたものでございます。CからBを引いた差である1兆278億7,700万円が交付額の当初見込みとなっております。

それでは、3ページをご覧ください。平成31年度都区財政調整の概要でございます。ページ上段部は、先ほど説明したものでございますので、割愛させていただきます。

ページ中段から下段をご覧ください。新規算定等の主な項目としまして、区立施設定期点検調査費です。こちらは外壁点検になります。新生児聴覚検査費、水害対策経費など17項目ございます。それから、算定改善等につきましては、街路灯維持補修費、認証保育所運営費等事業費、投資的経費に係る工事単価見直しなど、29項目ございます。その他としましては、公共施設改築工事費の臨時算定で、こちらは1項目となっております。

それでは、4ページをご覧ください。平成30年度都区財政調整再調整方針でございます。平成30年度の都区財政調整決定方針に基づき区別算定された後に調整税が比較的堅調であったということで、増額分の再調整を行うものでございます。

第一の交付金の総額でございますが、平成30年度東京都一般会計予算におきまして、調整税が増額補正されたことに伴いまして、交付金の総額を増額するものでございます。これによりまして、基準財政需要額は首都直下地震等に対する防災・減災対策に係る経費を再算定しております。今後の措置です

が、平成31年度の当初見込みと同じく、都の第一回定例会に付議した後に、補正予算等の成立を待つて行くものでございます。

それでは、5ページをご覧ください。再調整の概要でございます。当初算残額には276億円となつてございまして、その後、調整税の動向によりまして、交付金が431億円増えてございまして、再調整額としましては707億円となつてございます。これを95%、5%に振り分けまして、95%の普通交付金所要額が684億円、特別交付金への加算が23億円となつてございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

確認だけなのですけれども、3ページにある新規算定等の主な項目で、新規算定が17項目、算定改善等項目が29項目あるとおっしゃっていたのですけれども、新規算定というのは必要性がある中で、これを品川区の事業にしっかり盛り込んでいったと理解できるのですけれども、改善というと、今まで多過ぎたからちょっと少なくしてくださいというイメージで、東京都からの交付金ですから、そこはちょっとお金をかけ過ぎではないかですかとすごく感じる中で、例えば、工事単価の見直しとか、ここにまさに書いてあるのは、どういう意味合いの改善になるのかというのを教えていただきたい。

○品川財政課長

改善項目につきましては、基本的に基準財政需要額の計算に使うものとして算定項目だとか、改善項目とかいろいろあるのですけれども、大きなところを言えば、工事関係については、工事単価ですね。これが過去と比べて市場価格等が上がっておりますので、こういった単価の改善等を改善項目では行っているというものでございます。

○いながわ委員

単価が変わっているので、変わっているというのは、ちょっと前に比べれば、労務単価というのも上がっている、工事単価は上がっていると私も思う。だから、それはプラスに考えた改善という意味でいいのかということ、あと街路灯に関しても、プラスに考えていいことなのかどうなのか、要するに、算定の中で、認証保育所の運営事業費とかを見ると、今後の子どもの増減を考えると、運営費等事業費は増やすべきなのか、減らすべきなのか、これは議論があると思うのです。プラスに考えていいものなのかどうなのかというのをちょっと確認したいです。

○品川財政課長

基本的に考えれば、工事単価を上げて、工事費用も今までの算定費用よりも増えたという形になりますので、各区でやる基準財政需要額というものが、この見直しによって上がるということでございます。

○いながわ委員

質問が全く変わるのですけれども、こういう質問をしていいかわからないのですが、これは東京都からの交付金ということで、23区が平等にという話があるのですけれども、正直な話、この場所で私がこういう質問をしてはいけないのかもしれないけれども、財調があるおかげで本来品川区はこういうことをやりたいのだけれども、財調はいろいろ算定とかが厳しく行われるわけではないですか。本来、例えば、庁舎の中で若い職員の人たちが、これをやったらいいのではないかと、多分いろいろな事業があると思うのです。でも、基準財政需要額とかに算定してしまうと、事業としてそれを入れ込んでしまうと、財調を削られる可能性がある、そういう可能性はあるわけではないですか。財調で、約2

億400万円が多分入ってくるのですが、本来品川区がやりたい事業の足かせになっている可能性もあるのかなとちょっと思ったりするのです。要するに、これをやろうと思ったときに、それをやることによって、財調が削られる可能性もある事業があるではないですか、いろいろ、例えば、よくある減税をしましょうとかという話、減税してしまったら、多分財調も削られる可能性があるわけではないですか。余裕があるのですかという見方なのかかわからないですけども、どう表現していいかわからないのですが、そういうのはあるのですか。例えば、そういう事業を入れ込んでしまうと、本来品川区がやるべきことが、財調の算定の中で財調が削られてしまうから、それはちょっとできないというのが、実際今までの区政の中であったのかどうなのかというのは、この場所で言うことではないのかもしれないですけども、どうなのかと。

○品川財政課長

財調ですので、基本的にはいろいろ行政需要があった場合について、区の収入額というのもおかしいかもしれません。原則的な考え方とすれば、基準の収入額と、それを超える需要額があって、その超えている分については財調で賄おうという考え方になると思います。品川区の場合、何かをやったことによって、大きく財調に影響してくるといふ事業は、今私が考えている中ではちょっと思い浮かびません。

ただ、委員がおっしゃるように、事業をやることによって何か影響が出てくるというものは、当然こういう計算式の中で出てくるものもあるかとは思いますが、現時点で私がやっている中で、財調に影響するのでこの事業はやめておくとか、そういった部分はございません。

○いながわ委員

ありがとうございます。例えば、今回ふるさと納税による減収は18億円だという話をちらっと聞いたのですけれども、要するに、品川区の18億円が控除されてしまうわけですから、18億円マイナスと表現すると、それを取り戻すために品川区もふるさと納税をやっている、水辺千本桜計画とか、いろいろやられていますけれども、もっと大胆なことをやったときに、それを算定に入れ込んでいったら、大胆なことをやることによって、18億円を超えるふるさと納税が来るのではないかと思って乗せていったら、それは算定のときに切られるという言い方なのか、どういう表現をしたらいいか、わからないのですけれども、品川区が大きく一歩を踏み出すときの足かせにならないのかなという部分なのです。

政策論争ですから、例えば、名古屋市の河村たかし市長が行ったように1回減税しましょう、区民税を減税しましょうという話が、例えば、子どもたちが何かを投資するときに、ただ税金から子どもたちに何かを支出なり投資をするということも大切ですけども、一番手っ取り早いのは区民税から子どもにかかるさまざまな経費を控除しましょうと。それは1つの政策としては否定できないと思うので、もしそういうことをやったときに、財調的にはそれは減税する余裕があるのだったら、財調もその分減らされるというイメージなのかな。そういうことも出てくるわけではないですか。でも、それは政策的に言えば、周りがやっていないことをやるわけですから、品川区の大きな一歩、行政も、雰囲気的には東京都の出先機関的なイメージをすごく受けているのですけれども、品川区もどこかで独立する勢いで突き進んでいくということも大切なのかなと一方で思っているのです。こういう質問をさせていただいたので、最後に何かあれば、何もなければいいですよ。

○品川財政課長

まず、ふるさと納税については、本区において今年度18億円ぐらい減の見込みということで、これは国の制度ですが、他の自治体と比べれば、なかなか厳しいところはある中、いろいろと努力して税外収入、ふるさと納税を税外収入といっちはいけないのですけれども、収入を得るための工夫はしてきて

いるところですが。来年度も子ども食堂の関係などでクラウドファンディングなども活用して、少しでも収入を得ていく努力は品川区としてもやっているところがございます。

あと財調交付金の減というところでは、基本的には基準財政収入額という計算方式があるので、それののっかってやっているの、大きく何か動いたとしても、収入の面で金額がそれほど大きく動く事由は見当たらないと思っております。多少動く要素はあるかと思うのですが、財調の額に大きく影響してくるとか、そういうところまでは、今のところは考えられるものはないかなというところがございます。

○須貝委員

今質問があったと思うのですが、今回の新規算定等の主な項目で、項目は出ているのですけれども、金額をあえて書かないというのは、別に項目だけ見てもらえればいいということなのでしょうか。東京都は出しております。この資料に書いておいていただければ、我々がここで議論するときもすごく参考になると思うのですが、その辺についてご見解を教えてください。

○品川財政課長

金額の面に関しては、算定項目がかなり多いところもありまして、どこまで書いていくかというところもありますし、いろいろ入れていくと、資料の中でつじつま合わせとか、そういったところでいろいろありますので、大きな部分で理解していただくという趣旨で資料をおつくりしているというところもございまして、今回に関しては、金額を入れていないというところがございます。

○須貝委員

細かくはあれですけれども、東京都もちゃんと発表されているわけですから、区立施設定期点検調査費の需要額の増減がこういうふうになっているとか、ここは増額して、ここは減額したとかというのは大まかに出ていると思うのです。だから、金額があれば我々も、これが増えたのだな、これがマイナスになったのだなというのがわかりやすいので、できれば検討していただきたいと思います。

○中塚委員

3ページにあります新規算定等の主な項目ということで、基本的にプラスされるというご説明でしたけれども、逆に今回新たになくなったものというのはあるのか、あれば具体的に何か伺いたいと思います。

○品川財政課長

金額的に減になったのは、事業費の見直しというところになります。項目として載せていない部分もあるのですけれども、少し具体的な話を言うと、こちらの財政需要額については、要望として区からだけ挙げるのではなくて、都からも挙げてくるものがあります。当然都のほうは金額を少しでも減らしたいという考えがあるので、都から挙げてきている項目として、今回需要額をマイナスで算定されたという部分もございます。一例としましては、勤労福祉会館管理運営費などが減の項目となってございます。

○中塚委員

この資料をつくる際に、減となったものとして、勤労福祉会館管理費を例として挙げられましたけれども、東京都が主張しているものを全部書けとは言いませんので、結果として何が減になるのかは資料に載せていただきたいと要望したいと思います。

もう一点、1ページ目の基準財政需要額についてです。標準算定ですけれども、品川区を含め23区全体で人口が増えている中、人口数が多い区と少ない区がありますが、標準的な特別区の人口というのは今、何人なのか、どういうふうに変化してきているのか、そのことと品川区の財政に、どういう影響があるのかをご説明いただけますか。

○品川財政課長

基準財政需要額の基準人口でございますが、詳しい数字はあれですけれども、ほぼ品川区の人口と変わらないぐらいでございます。

それに対して区としてどうかというところですが、財調の標準の数字がいろいろ出ています。例えば、学校数だとか、保育園の数だとかあるのですけれども、品川区は、基本的には標準にほぼ近いぐらいの数字で算定数字としては出てございます。

○中塚委員

大体品川区と同じということですが、新しい人口統計でも品川区の人口が今度40万人をまた大きく超えるという動きがあって、23区も自治体によって多少違いはあるものの、今後増える見込みです。23区が同じような割合で増えれば、特別変わらないと思うのですけれども、品川区だけ特出して人口が増えたとき、どのような影響があるのか、ご説明いただけますか。

○品川財政課長

これはあくまでも基準財政需要額の算出において、例えば、23区の中で品川区の人口が特出的に増えていけば、人口が増えるイコールそれは行政サービス等も増えていくということになるので、財政需要額自体は他区よりは少し増えるという形になります。ただ、これは仮定の話ですので、実際の数字としてちょっとどうかというところは今現在お話しすることはできませんが、人口が増えていけば、需要額も増えていくという計算式になっております。

○伊藤委員長

ほかにございますか。ほかにご発言がないようでございますので、以上で本件を終了します。

(3) 第23回品川区世論調査について

○伊藤委員長

次に、(3)第23回品川区世論調査についてを議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○中元広報公聴課長

それでは、私から第23回品川区世論調査についてご報告申し上げます。お手元に資料といたしましてA4サイズ1枚のものと、第23回品川区世論調査あらましという表題の資料を配付させていただきましたので、ご用意をお願いいたします。なお、世論調査結果の冊子につきましては、本日以降、区議会事務局を通じまして、全ての議員の方々に配付させていただきます。

それでは、初めに、A4の資料をご覧願います。1点目といたしまして、世論調査の目的でございますが、区政に対する区民の意識や意向を把握し、今後の施策の資料とするため、昭和49年から2年に1度実施しているものでございます。

2点目としまして、調査の概要でございます。(1)調査項目は経年変化を見る定住性、重点施策などの項目に加えまして、その時々々の区政の課題に関連した項目、今回は、長期基本計画、ごみ減量・リサイクル、オリンピック・パラリンピック、防災など、全部で13分野、41問でございます。

(2)調査対象でございますが、区内在住の20歳以上の男女1,500人、本年6月1日現在の住民基本台帳をもとにいたしまして、20歳以上人口33万5,116人の中から、1,500人の方を対象として調査をさせていただきました。

(3)抽出方法でございますが、層化2段無作為抽出法という従来からとっている方式でございます。ま

ず区内を品川、大崎、大井、荏原、八潮の5つの地域に区分し、その5つの地域を基本に8つの地域に層化し、その8カ所の地域の人口比率に応じて、150地点を選んで比例配分し、ミニ品川区の人口構成をつくりまして、調査をしたものでございます。

(4)調査方法ですが、こちら前回と同様、対象となる方宛てにはがきによる調査の予告をお送りした上で、専門調査員が個別訪問させていただき、面接をするという方法で行いました。

(5)有効回答数でございますが、1,068人でございます。

(6)回収不能数は432人でございます。

(7)回収率は71.2%でございました。

(8)調査期間でございますが、平成30年6月22日から7月20日でございます。

(9)調査機関は委託先である株式会社タイム・エージェント、所要経費は408万2,400円でございます。

次に報告書の発行ならびに周知でございますが、(1)第23回品川区世論調査報告書の冊子を500部印刷いたしまして、区政資料コーナー、図書館に置き、区民の方々に閲覧していただけるよう準備をさせていただきます。また、本日資料として配付させていただきました第23回品川区世論調査あらまし、概要版と申してございますが、こちらは区政資料コーナー、地域センター、広報広聴課窓口におきまして配布させていただきます。また、区のホームページにおきましても、冊子の内容をご覧いただけるよう準備してございます。閲覧ならびに配布につきましては、情報開示を3月1日からということで統一をさせていただいております。広報しながわの3月1日号でもあわせてお知らせしてまいります。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○中塚委員

1点だけ、調査対象なのですけれども、満20歳からということでこの間ずっと続けておりますが、18歳選挙権が始まり、成人年齢の引き下げもある中で、経年変化や定住性、重点施策はよくわかるのですけれども、今後調査対象を18歳に広げていくという方向性はあるのか、その点だけ伺いたいと思います。

○中元広報公聴課長

委員がおっしゃるとおり、実は今18歳以上から調査をしている区が、23区のうち16区という状況になってまいりました。それで私ども品川区といたしましても、今後2年後に向けましては、他自治体の状況等もございまして、経年変化というところは少し意味合いが変わってまいります。見直しを検討してまいりたいと思っております。あわせまして、手段のほうにつきましても、訪問調査ですと、18歳以上の方とした場合に、ちょっと課題があるのかなということで、今後検討してまいりたいと思っております。

○いながわ委員

世論調査をするに際して、調査項目はだれが設定したのかというのが1点と、選定した調査項目に関する質問はだれがつくったのか教えてください。

○中元広報公聴課長

経年変化を見るものにつきましては、従来どおりでございますが、まず最初に全ての部署に向けまして、世論調査の対象としたいものがあるかどうか調査をしております。その中でお申し出があった課の

方を個別にヒアリングさせていただき、ヒアリングの際には調査会社の職員、専門家も一緒に同席していただき、そういう意図であれば、こういう項目がいいのではないのでしょうかという調整もその中でやりながら、ただ、全体的なボリュームに限界がございますので、その辺で対象とできない場合もあるということがございます。

○いながわ委員

質問項目もその場所で、株式会社タイム・エージェントの職員と一緒につくっているということだと思うのですが、調査の結果を見てしまうとあれなのですが、例えば質問の中で、10ページにオリンピック・パラリンピックについてということで、競技会場を観客で満員にするために効果的だと思う方法という問いがあって、9割近くが競技会場周辺でのPRイベントの開催と答えていて、これは多分開催中のことを言っていると思うのですが、これは、所管が違うからわからないと思いますが、どういう意味で言っているのか。

これを品川区として施策にいろいろな形で活かしていく中で、もちろん長期基本計画もあろうかと思えますし、大会組織委員会もかかわってきて、遠回しに言っていると思うのですが、多分これはホッケー会場のことを言っているのではないかと私は思っているのですが、品川区独自でやるという意図があるのか、それとも世論調査の中でこういう質問に対して区民の方がこう思っているのか、大会組織委員会、よろしくお願ひしますというためにこの調査が活かされるのか、だから、世論調査で得たことというのは、基本的にこういう意見が出ているからお願いというよりか、むしろ区で活かしていかなければいけないものだと思うので、この質問の問いはどうかあというのが1点です。

あとごみに関して、質問の問いのことをここで言ってもしょうがない。ちょっと気になってあれだったので、例えば、環境についての中で、環境保全と経済の発展や生活の利便さの優先度とかという中で、経済コストがかかっても地球環境に負荷の少ない生活スタイルを選ぶか、地球環境の大切さはわかるが、便利・安さを優先させるとあります。これは両方とも環境負荷がかかっていることなので、それを同じ問いにしまわけて分けているというのが、もっと質問をしっかりと選別する必要があるのではないかと。Bに関してはわかりますよね。Aに関しては経済コストがかかってもというのは、かかっている時点で環境負荷がかかっているもので、同じ質問と私は思っているのです。

そういうのをもっとブラッシュアップという言い方なのか、もっと洗練された質問を、職員の方だとわからないかもしれないけれども、それを専門にやっているタイム・エージェントだったら、それぐらいわかると思うので、その辺をぜひ気づいて、しっかりやっていただきたいと思います。

あと報告書の発行で、全体を見れば、結構わかりやすく答えが出ているけれども、ぱっと見ると、何となく議会の人気も2年前に比べれば落ちているし、残念な部分ではあるのですが、こういうのは4,000部とかではなくて、区議会だよりとか、広報しながわと同じように、ポスティングしてもいいのではないかとと思うのですけれども、それはどう考えているか。だって、これは無作為抽出法で選ばれた人たちが、区民の代表として答えているわけだから、今品川区では世論調査の結果はこうですよというのは、手元に来て見てもいいことではないかと思うのですが、どう思われます。

○中元広報公聴課長

3点ご質問をいただきました。まず、10ページのオリンピック・パラリンピックについての質問項目でございますが、こちらの効果的だと思う方法というのは、実は今回初めて実施した質問でございます。オリンピック・パラリンピック準備課からいただいた質問をそのまま出させていただきました。

その意図につきましては、そこまで私どもも知り得ないのですが、私としては、品川区に競技会場が

あるので、そこでのPRイベントについては、別に当日だけではなくて、現在もそういうイベントを検討されているのかなと推測しているところでございます。この調査結果に応じて、今年度、来年度の事業展開を考えていただければという思いでございます。

また、環境のほうにつきまして、8ページでございますが、こちら、これは経年変化で見ているところで、2年前と同じ形の質問としたものなのですが、質問のあり方につきましては、今後所管課にご意見があったことをお伝えして、もう少しふさわしいものに変えていけるかどうか、検討させていただければと思います。

また、ポスティングに関してなのですが、今、全戸配布は苦情がすごく多く出たり、紙の無駄だというご意見もあつたりしますので、広報しながわに一部掲載させていただきますし、ホームページにはこれを全部見られるようにしております。あと地域センターでも配布させていただきますので、現在のところはポスティングまでは考えておりません。ほかの方法で区民の皆さんに周知してまいりたいと考えているところでございます。

○いながわ委員

ありがとうございます。とにかくこういったわかりやすい報告書があるので、こういうのを見てまた興味をわいてくる部分もあると思うので、品川区がポスティングをやると苦情が来るというのは、政治家がやると大体来ますけれども、私は初めて聞いたのであれなのですけれども、紙の無駄とかいろいろありますが、とは言いながらも、紙媒体で見るというのは大切だし、とにかく4,000部というか、いろいろなところに置くと書いてありますけれども、ぜひ全区民というか、20歳以上が30万人ぐらいいるのですか。そういう人たちの目に触れる形でしっかりやっていただければと思います。

○新妻副委員長

先ほど今後18歳以上に拡大されるというお話がありましたが、現在1,500人を対象にして71%の回答率ということで、回収不能数の理由を見ると、訪問調査である中で、不在が非常に多く、今後対面調査というのなかなか難しくなってくるかなと思われま。2年ごとにやっている世論調査の手法について、今後どういう形でやっていくのかということもご検討されているのかとも思いますけれども、約70%の回答率というのが、この数年間70%ぐらいで一定なのか、それとも下がってきてしまっているのか、それとこの70%ぐらいを維持するのであれば、例えば、対象を広げていく、1,500人ですけれども、回答をたくさん求めるためには、少し枠も増やしていかないと、回答も集まってこないということも考えられると思うので、今後のお考えをちょっと聞かせていただければと思います。

○中元広報公聴課長

回答率につきましては、実は契約の段階で、仕様書で70%の回収をしてくださいということで、有効回答数を仕様書で毎回決めさせていただいておりますので、品川区につきましては、例年70%ぎりぎりぐらいを何とか維持しているところでございます。

他区の回収率は実はもう50%であったり、もっと低かったりします。同じようなサンプル数で皆さんやられているのですが、手段も実は訪問調査をやっているところがもう2区ぐらいとなつてございます。国勢調査と同じように、郵送でお送りしたものを郵送でお返しいただいてもいいし、インターネットで回答してもいいですよ、そういう仕組みを使ったものにだんだん移行してきてございます。

また、18歳以上を対象にするというのはまだ決まったことではございません。これからの検討でその方向性も視野に入れて考えているということで、回収方法とあわせて検討してまいりたいというところ

ろでございます。

○伊藤委員長

ほかにごございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

ほかにご発言がないようので、以上で本件を終了いたします。

(4) 男女共同参画のための品川区行動計画第5次等の策定について

○伊藤委員長

次に、(4)男女共同参画のための品川区行動計画第5次等の策定についてを議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○島袋人権啓発課長

それでは、次第に沿って進めてまいります。男女共同参画のための品川区行動計画第5次等の策定について、1、計画最終案でございます。「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」、男女共同参画のための品川区行動計画（第5次）、品川区配偶者暴力対策基本計画、品川区女性活躍推進計画（新規）でございます。

本計画につきましては、男女共同参画のための品川区行動計画第5次等の策定についてを5月14日の総務委員会、10月30日、総務委員会におきましては、この計画の素案概要とパブリックコメント実施についてそれぞれご説明したところでございます。本日は、素案をもとに策定検討委員会委員の意見を反映いたしまして、また資料編を新たに追加編集した最終案の報告となります。

それでは、お手元の資料1をご覧ください。おめくりいただきまして、先ではございますが、105ページからが資料編でございます。117ページは本プランの策定経過と策定体制を記載させていただいております。

次に121ページでございます。こちらは品川区行動計画推進会議の諮問事項等一覧をつけております。こちらは今までの取り組みの歴史を何とか残したいという思いで加筆させていただいたものでございます。

また、126ページの用語解説には、一般の方がこの計画を読んだときに、調べそうな用語を選んで解説をいたしました。本文の中でもアスタリスクがついている用語は、用語解説をご参照くださいと目次の下にもマークをつけております。

続きまして、2の概要版です。お手元の資料2をご覧くださいながら、進めてまいります。こちらは本プランを一層進めるためのカラー刷りの抜粋版です。事業に関する指針や参考資料を付しまして、手にとっていただきましても見やすく、理解しやすいようにと作成いたしました。本プラン策定検討委員会では、概要版は広く一般に普及されると考えると、これしか見ない方もいるため、目次があると探しやすいし、初めて見る方もわかりやすいとのご意見をいただきましたので、反映し裏表紙に記載させていただいたものとなっております。

概要版の2ページから3ページをお開きください。全体像のところにも、新規で取り組む項目に「NEW」と表示し、説明を入れております。概要版から計画書、本編に誘導するような記載、つまり全体的な流れをこの概要版で、本計画の詳細について区ホームページで見てもらえるように裏表紙にもそのような記載をしているところでございます。ホームページ上には、概要版のPDFと本編のPDFも載

せる予定であります。まずは概要版を見ていただき、興味があるところは本編で見ていただきたいとの考えであります。

引き続きまして3、パブリックコメントです。パブリックコメントの結果報告でございます。お手元に配付いたしました資料3をご覧くださいながら進めてまいります。昨年12月に入りまして、1日号の広報しながらおよび区のホームページ上でパブリックコメント募集を周知いたしました。募集期間は同月21日までの期間を設定したところでございます。受付方法は郵送、ファクス、区ホームページ、男女共同参画センター窓口にて対応いたしました。

今回パブリックコメント版として本文を簡略したものをSNSで発信いたしました。また、子育て世代の人が見ているサイトでも発信したところでございます。

(4)意見応募状況でございます。その他でございますが、こちらは喫煙に関する意見がございました。具体的には、自分は喫煙しないが、大井町駅前の線路沿いにある喫煙場にはつい立ってがあっても煙のにおいが避けられない。我慢しなければならないのは平等ではないと思うというようなご意見をいただきました。寄せられた意見は、計画に関するものではないため、関係所管にご意見を伝えております。

寄せられた意見と区の考え方を引き続き述べさせていただきます。全件ともホームページ上での回答となったものでございます。寄せられた意見のナンバー2でございますが、町会、地域活動においてまだまだ男女の不平等感があるというご意見もいただいております。

お手元に配付しております概要版の6ページをご覧ください。基本目標Iは、前提として各分野でまだまだこれだけ男女の不平等感があるということを知っていただきたいということで、そのグラフを載せております。今回関係各課と連携をとり、無意識の偏見や思い込みをなくすための講座を企画するなど、啓発を進めてまいりたいと考えているところでございます。パブリックコメントをくださった方に感謝しながら、ご意見を尊重しつつ、本プランに反映させての最終案とさせていただいているところでございます。

最後でございます。4、今後の予定をご覧ください。この「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」は、3月中に計画本編1,000部、概要版2,500部を印刷・製本いたしまして、配布予定でございます。さらに本プラン第3章、第4章を抜粋して、品川区女性活躍推進計画のパンフレット、ダイジェスト版を作成する予定でございます。本プランの中では、第3章に品川区女性活躍推進計画を新たに組みました計画としておりますが、区といたしましては、第4章の地域社会における女性の活躍を含めた女性活躍推進計画にしたいと考えております。

男女共同参画社会の実現に向け、社会における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進を目的にし、昨今の重要課題の一つであることから、その趣旨と施策について広く区民の方々などを始め、手にとりやすく、わかりやすい形態で周知し、啓発を図るものとしてまいりたいと考えております。女性が活躍する地域での取り組みや計画が区の女性活躍推進計画でもあります。多様な生き方がある中で、自分らしい生き方を見つけるためにという願いからも、改めまして、第3章を中心に第4章とあわせ抜粋したものを、品川区女性活躍推進計画のパンフレット、ダイジェスト版としてたどり進めているところでございます。4月の本計画がスタートいたしますことを広報しながらホームページで公表していく予定でございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

さっきの寄せられた意見と区の考え方の2番に関して、ご意見を要望として承ってしまっているようなのですが、多分課長から所管の課長にこういう話があるからというのが行っているのかどうなのかというのだけ、確認させてください。

○島袋人権啓発課長

今の委員のご質問でございますけれども、無意識の偏見や思い込みをなくそうということがこの計画の中でも重要な位置を占めております。ですので、4月からこの計画を実施いたしますので、その中で関係各課といろいろな啓発を進めていきたいと考えているところでございますし、男女共同参画センターで実施している講座におきましても、思い込みをなくす、偏見をなくす、アンコンシャス・バイアスというものなのでございますけれども、そのご理解を深めていただくような講座の実施などを検討していきたい今考えているところでございます。

○中塚委員

まず、内容とは別に、パブリックコメントについてです。これまでも指摘したとおりですが、今回4件ということで、これではパブリックコメントの形をなしていないと思います。新たにSNSでの発信というのでもございましたけれども、繰り返し提案しているとおりに、説明会を実施したり、区民が内容を理解し、自分の意見を言いやすい環境づくりとあるよう改善していただきたいと要望しておきたいと思っております。

内容についてですけれども、セクシャル・マイノリティのことが、行政計画の中で位置づいたことはよいことだと思います。37ページに性自認や性的指向のあり方の多様性を認め合い、差別や偏見をなくすことは、一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるために重要だと、差別をなくし、偏見をなくすことが重要だと位置づけることはとても大事なことだと思っております。

その上で、この間、区議会を見ていまして、さまざまな会派からセクシャル・マイノリティについての質問や提案がありますけれども、同性パートナーシップ制度について、具体的な文言はこの中に書き込まれておりませんが、「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の中に、どのように同性パートナーシップ制度が位置づけられているのか、その趣旨が盛り込まれているのか、その点を伺いたいと思うのと、区議会からもさまざまな会派から要望が挙がっていることについて、どのように受けとめていらっしゃるのか質問したいと思います。

○島袋人権啓発課長

本計画におきましても初めて性的マイノリティーへの理解促進と支援という項目を盛り込むことができたのはとてもよかったなと思っております。アンケート等をとりますと、自身の性自認や性的指向に関して悩まれている方に関して、世の中に知れてしまうのではないかと、とても心の問題に入っていきますので、なかなか難しい問題であることは認識しているところでございますが、この計画が実際4月以降動き出したときに、どのような形で事業が実施されるかということだと思っておりますけれども、まず性的マイノリティの方の理解を促進するためには何が必要なのか、あるいはそういった方々と交流して、何を区にやってほしいかというお声を聞くような場の設定もまだまだこれから検討していかなければならないところでございます。

今年度から実施しております意識啓発講座ですが、好評をいただきまして、こちらから次年度、ちょっと形を変えたものをしっかりと実施していきながら、お声を聞き、何が一番よいのかをお聞きすることがまず重要かと思っておりますので、そのように進めてまいりたいと思っております。計画の中で何かこれから今後

実施していく、実施していかなければいけないことだと思っているところがございます。

○吉田委員

私も6月の一般質問で、性的マイノリティへの理解促進ということで、次の計画の中に位置づけられることを求めましたし、ここが一番ふさわしいと思いましたので、それがきちんと位置づけられたことは大変歓迎をしております。

それで、題名の「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」というのはいいけれども、男女共同参画のための品川区行動計画というのが埋もれてしまわないようにということも要望しましたので、とりあえず冊子の中ではきちんと書かれているので、それも評価したいと思います。

ただ、「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」というのは、題名として言いやすくいいと思いますが、逆に男女共同参画のためのという固い名称をどこかに置き忘れてしまうのではないかと、冊子には反映されましたけれども、今後そのようになるのではないかと懸念しております。ぜひこれからも、これが男女共同参画のための品川行動計画や品川区配偶者暴力対策基本計画等をきちんとつないでいるものだということを事あるごとに、「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」という名称だけでなく、このことがきちんと伝わるように要望したいと思います。何かお考えがあれば、後で伺いたいと思います。

それから、意識啓発講座のことに触れられましたけれども、ぜひ進めていただきたいです。今年度参加させていただいて、とてもいい講座だったのですけれども、本当であればもうちょっと参加があってもいいのかなと、そこが残念で周知方法に課題があったのかなと思います。関心がある方はもっとたくさんいらっしゃると思うので、次の講座の計画とともに、周知の仕方と時間の設定などの工夫が必要なのかなと思います。その辺、何かお考えがあれば、教えてください。

○島袋人権啓発課長

実は男女共同参画センターにおける講座の中でこちらが一番応募が多かった講座でございます。それと、会場の定員がございまして、男女共同参画センターの会議室の定足上限は25名なので、今度それ以上の会場を探さなければいけないことになります。

ただ、年に1回ではなく、もう少し回数を増やしていくなどの工夫はできるかと思っているところと、夜間に設定したのは、働いている方も来ていただきたいという思いがございまして、そのような時間設定をさせていただいているところです。

また、今年度実施いたしました「普通ってなに～違うことを認め合う」は、大変好評をいただきまして、こちらは次年度以降も継続していくテーマだと思っているところがございます。

また、映画に関しましては、100名を超える方々に集まってくれました。小ホールはまだまだ入れるところがございますので、そちらのほうはもう少し、当日知ってきた方もおられましたので、いろいろな宣伝方法、SNSを使いまして宣伝させていただいた部分もございまして、そちらは上手に宣伝をしていきたいと思っているところです。

皆さんがアンケートに書かれていることとしては、知らない。という方なのだろう、そういう方たちは普通にいるはずなのに、何かよくわかっていないということが理解できたとお答えいただいた部分もございまして、区民の方、地域の方にもっと知識を差し上げなければいけないというのが現状の課題かと思っているところです。

こちらは旬なテーマでもございまして、考えていかなければいけないということで、前回は申し上げましたけれども、養護教員の研修会にお邪魔しまして、小学校と中学校の養護教員に対してお話をさせ

ていただいておりますので、こちらの講座について、今度はもう少し学校、教育関係にも勧めていきたいと考えているところでございます。

○吉田委員

ありがとうございます。人数のことですけれども、会場の都合があるというのは理解できますけれども、もう少し来ていただきたかったなというのが率直なところです。

時間設定ですけれども、よくわかります。夜だったおかげで私たちも参加できたかなとは思いますが、一方で、昼間でないと行かれないという方たちもいらっしゃると思うので、回数を重ねられるのであれば、今後拡大していく場合は、夜の講座と昼の講座としたらどうか、検討していただきたいと思います。

例えば、パートナーシップ制度をつくったものの、その制度を使おうというところまでいくには、もう少し社会的に認め合う機運が必要かなというふうに思います。制度を形だけつくっても、結局その制度を使おうというところまで意識が行かない。結局カミングアウトすることになりますから、それができないというような社会であっては、せっかくの制度が活かされないことになりますので、機運醸成が一番急がれるのかなと思っています。そういう意味でも、ぜひ学校の中に、自分で何が悩ましいのかがまだわからない世代の子どもたち、何か違和感があるというところで悩んでいる子たちもたくさんいると思いますので、そういう方たちへの配慮もぜひお願いしたいと思います。

性的マイノリティのこともありますが、配偶者の暴力という点についても、これは解決したわけではないので、さまざまテーマが増えてしまうというところで大変だと思いますけれども、せっかく「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」でつくった以上は、ぜひほかの項目についても講座等を実施していただきたいと思います。もし計画されているようなところがあれば、教えてください。

○島袋人権啓発課長

配偶者暴力に関しましては、DV講座等はこちらのほうでも基礎知識の理解を深めるという講座を設定しております。また、人権啓発課では、総合相談の一つに、カウンセリング相談がございまして、DV相談というのもやっております。その中でももっと若い人たち、デートDVと言われております、要するに、交際相手、元恋人からのDV相談、あるいはこれはそういうことなのかなという若い高校生や短大、大学の方たちに講座を出前で行うものも計画しておりますので、もっと知識を広めていただく啓発の部分をしっかりやっというところと計画しているところでございます。

○吉田委員

最後に、去年12月の人権啓発週間のときに、配偶者の暴力のことをパネルで掲示してほしいということで、品川・生活者ネットワークが提案したパネルが、きゅりあんのイベントホールに展示されたことは大変評価したのですが、残念だったのは、パネル全部ではなかったのです。そのパネルは、ストーリーになっていて、最初から最後まで見ると、ああ、こんな日常的なところに配偶者の暴力、デートDVも含めて、これは暴力だったのだと気づくようなストーリー性があるパネルが、最初の何枚かだけ掲示されていたのです。掲示されたことは評価しつつ、それがとても残念だったのです。既に活動されているNPOとかのそういう資源などを今後もぜひ活用していただきたいと思っておりますし、活用するときには活かされるようにしていただきたいと思っております。あのとき何でああいう使い方だったのかというご答弁がいただければ、それと今後のことについてもお考えをお聞かせください。

○島袋人権啓発課長

実は12月4日から11日までの人権週間なのでございますけれども、こちらは子どもたちの人権メッセージ

とか、人権のためのポスター展を中心にやってございまして、人権啓発課として持っているブースというのは限られてございます。今年度は25周年ということもございまして、きゅりあんのイベントホールがとれたのですが、今後はもう少し小さい会場に移行していくのと、女性の暴力に対する月間というのが11月にございまして、今度そちらと連動しながら、交流室でのパネル展示等も兼ねてやっていきたいと考えているところでございます。今年度は、11月1日号の広報しなぐわに、配偶者暴力の特集号を掲載させていただきましたので、こちら活用しながら、またいろいろと啓発を進めてまいりたいと思っているところでございます。

○吉田委員

会場の制約とかがあると思いますけれども、当事者にとっては命にかかわる大変な問題ですので、ぜひその辺のことを工夫しながらやっていただきたいと思います。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。さまざまありましたけれども、今回のこの計画策定に当たりましては、人権啓発課をはじめ、策定委員のメンバーが大変ご苦労されながら、まとめていただいたと思っておりますし、新たに性的マイノリティについて取り上げられているということは、大変評価をしたいと思っております。

会派としても、本定例会での代表質問の中でも、性的マイノリティに関して質問をさせていただいたところですが、先ほど課長が旬のテーマであるとおっしゃられていまして、本当に時が大事であると感じていらっしゃると受けとめたいと思います。まさしく今東京2020大会に向けてが1つの大きな時であると私ども会派も受けとめております。そういう中で当事者の方の気持ちをどうやって受けとめていくのかということも日々お話を伺っているところであります。

今回計画の中で位置づけられたということは非常に大きいことと思っておりますし、理解を進めていくということが今言われておりますけれども、理解がどこまでいったら進んでいるのかというのはなかなか難しいことかなと思います。当事者の方は、制度があることで理解が進む、だからこそパートナーシップ制度の導入を各自治体に求めているということをいつもおっしゃられておりますので、品川区においても、パートナーシップ制度の確立というところをまたより一層、時を外すことなく進めていただけたらということをお願いさせていただきます。何かご見解がありましたら、お聞かせください。

それともう一点が、概要版の目次の下のところに、「本計画について詳しくは、品川区ホームページをご覧ください」という一文を入れていただいております。これが目次にあることで、ホームページを見るという行動に移せると思うのですが、いざ品川区のホームページを見たときに、どこを見ればこの計画をみることができるのかわからないのです。私も品川区のホームページの中から探してしまう。より一層細やかな配慮が必要かなと思うのですが、何かもう一文加えて、すぐにわかるように、ここはちょっともう少しご配慮いただけないかと思うのですが、このような工夫というのが具体的にできるのかどうかお伺いしたいと思います。

○島袋人権啓発課長

性的マイノリティの方への理解促進に関しましては、私どももどのような手段でこのようなお声を吸い上げる、あるいは皆様方のご意見等をいただけるかというところではいろいろな場面でアンケートをとらせていただくようにしているところです。

その中でやはり多いのは、きちんと知りたい、性的マイノリティの方々はどういったことで悩んでいるか知りたいということが上位を占めますので、そちらのほうを講座の中でやっていく。あるいは、広報しながら、ホームページ上でいろいろと掲載させていただくのがいいのかなと思っているところがございます。

また、「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の表紙の裏に、「本計画について詳しくは、品川区ホームページをご覧ください」とある一文なのですが、ここからホームページ上のどのページに入っていったらいいかというところは、なかなか厳しいものがあるかなというところもありますが、「マイセルフ品川プラン」と検索するというよう検索のマークが必要だとは思っているところなので、検討して工夫してまいりたいと思っているところでございます。

○新妻副委員長

ありがとうございます。理解促進の中で、例えば、品川区にも多くの企業がありますが、品川区の企業の中でも、企業が先行して制度を設けるなど進んでいる企業もありますので、例えば、そういう企業にもお声をかけていただき、どういうふうに進めているのかということも聞いていただくなど、そういうことも参考にし進めていただければと思います。

また、ホームページに関しては、具体的に、例えば、「マイセルフ品川プラン」で検索をとか、そうすると、PDFがあつてそこにつながっていくとか、そういうこともできるかと思っておりますので、ぜひ工夫をお願いしたいと思います。

○伊藤委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件は終了いたします。

(5) 受動喫煙対策強化に伴う総合庁舎屋内の禁煙化について

○伊藤委員長

次に、(5)受動喫煙対策強化に伴う総合庁舎屋内の禁煙化についてを議題に供します。

理事者より説明をお願いします。

○立木経理課長

私からは5番の受動喫煙対策強化に伴う総合庁舎屋内の禁煙化について報告させていただきます。望まない受動喫煙防止等を図るため、健康増進法の一部が改正されるとともに、東京都受動喫煙防止条例が制定されました。それに伴いまして、区総合庁舎におきましては、敷地内の屋外に喫煙所を新設した上で、建物内の喫煙所を廃止し、庁舎屋内を禁煙といたします。

区の総合庁舎、本庁舎、議会棟、第二庁舎、第三庁舎でございますが、平成31年2月25日現在、8カ所の喫煙所がございます。これは全て建物内に設置されているものでございます。今後年度内に屋外喫煙所を3カ所新設いたします。

恐れ入りますが、A3サイズの資料1をご覧ください。新たに屋外喫煙所を設置する場所ですが、1つ目が右上のところでございます。本庁舎と第三庁舎の間になります。庁舎の敷地の配置図、①の場所になりますが、これはJR車両工場敷地側に近い場所でございます。現在駐車スペースとして使用している部分にパーティションを立てて灰皿を設置いたします。

2つ目は、資料の左下のほうでございます。第二庁舎駐車場へおける屋外階段の脇でございます。配置図の②の場所でございます。第二庁舎2階の売店横の扉を出ますと、右における階段がございます。そちらの階段をおりた先のスペースにパーティションを立てて灰皿を設置いたします。

3つ目は、資料右下、第三庁舎6階講堂横の屋外のテラス部分でございます。第三庁舎の6階はエレベーター横の扉からテラスに出ることができるようになっております。そちらに灰皿を設置いたします。

恐れ入りますが、A4サイズの資料にお戻りください。ただいまご説明いたしました屋外喫煙所を設置した上で、建物内の喫煙所8カ所全てを廃止いたします。屋外喫煙所の設置にかかる経費は、パーティションの設置工事費480万円でございます。こちらの経費に関しましては、東京都に補助金の申請をしております、補助率は10分の10となっております。

今後の予定ですが、平成31年3月31日をもちまして、屋内喫煙所を廃止し、新年度になりますが、平成31年4月1日より庁舎建物内を全面禁煙とさせていただきます。喫煙される方には、屋外喫煙所をご案内するよういたします。

来庁の方への周知でございますが、広報しながわの3月1日号、また区ホームページにおいてお知らせさせていただきます。また現在使用している喫煙所にも掲示を行いまして、ご理解とご協力を求めまいります。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑がございましたら、ご発言をお願いします。

○いながわ委員

これは時代の流れなのでいいと思います。屋内で吸えなくなって、外に灰皿をつくるというのは、でも一方では、たばこを吸っている人間のエゴというかあれで、税金を払っているのだという部分があって、確かにそうなのです。品川区も32億円とか入っているわけですから、それを考えるのであれば、今の課長の話だと、480万円、すべて東京都の負担であるということも理解できる。

しかしながら、パーティションを立てるだけ、そうすると、さっきのパブリックコメントの意見にありましたけれども、煙が嫌だと言う人はどうするのですかととなると、今度はもう庁舎内どころか、庁舎外のやつも撤去しようという話にいずれなる時代が、来てもらいたくはないですけれども、そういう状況にどんどん追いやられるということが、それこそこれは人権的にどうなのですかという話になってしまうので、灰皿をただ置いて、パーティションを立てるだけではなく、喫煙者と吸わない方が共生できる喫煙所が必要なのではないかと思うので、設置経費に対する補助金としては、480万円が限界なのか、これにプラスアルファ、品川区が単費で多少プラスさせて、囲いを作って屋根をつけて、でも、これは外で吸うということはどしゃ降りの雨のときは外で吸うなということではないですか。そういうのは吸う人間の気持ち、吸わない人間の気持ち双方を理解した上で、しっかりとした喫煙所をつくっていただきたい。多分職員の方も吸う方はそう思っているのではないかと思うのです。

○立木経理課長

たばこを吸う方ももちろんいらっしゃるということで、愛煙家の方とたばこを好きではない方との共生というのは非常に大事だと思っております。そうした中、できる限りたばこの煙が健康に影響を及ぼさないような位置を今回選ばせていただいた中で、パーティションという形でつくらせていただくのですが、これにはちょっと理由がございます。実は庁舎の敷地の中に、屋根つきの建物を新たに設置することが難しい状況になっている中で、そのためにパーティションで囲い、煙を少し遮る形にしておりまして、こちらの経費と設置場所、それから広報という形をとらせていただきました。

先ほど共生という部分があったので、その辺は健康にかかわる部署とも連携をとりながら、どういったことができるのかというのはこれからいろいろ考えていきたいと思っております。

○いながわ委員

屋根つきができないというのは、容積率とかいろいろな問題で、構造物はだめとか、それはいろいろ考えていただいて、できる限り吸う人間もいい環境で吸えるというのは大切なことではないかと思えますので、それはしっかりやっていただければと思います。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

○須貝委員

私はたばこを吸わないのですが、区の職員の方には喫煙されている方がいる。また来庁者の方も、我々に相談に来られる方も、吸われる方がいる。それをいきなり外で、屋根もないところで喫煙してくださいというのは、区民サービスの面からもそうですけれども、あと区職員も、いきなりやめられる方がいいと思うのですけれども、ちょっと行ってきますと言ったら、時間をかけてかなり遠方に出て行って、また戻ってという、作業効率の点で、あまりよろしくないのではないかと。

確かに受動喫煙で受ける害というのは、本当に大きいものだと思うのですが、それによって、もう完全に非喫煙者からすばっと離してしまうというとおかしいですけれども、より喫煙しにくくなるという環境をいきなりつくっていくと、今度はばい捨てとか、さまざまな二次的な問題が出てくると私は思うのです。

たばこを吸うことによる健康害はあるかと思うのですけれども、たばこを吸うことによって、精神的にその方のストレスがやわらぐという方ももちろんいらっしゃると思うし、徐々に禁煙にもっていくのはわかるのですけれども、いきなりこういうふうにもっていくのは、その弊害を考えるとどうなのだろうと。

我々みたいに吸わない人は、そうですか、決まったのですか、ではそうしてくださいとなるけれども、区の職員の作業効率のことも考えると配慮しなければいけない。来庁者のことも考えなければいけない。では、外で吸ってください、雨が降ってきていますが、外でお願いしますというわけにはなかなかいかない。やはり、環境的に十分理解される時期までにはもう少し時間が必要な気がするのです。現在これだけ科学が進んで、建築物も、構造物も科学的にどんどん進んでいる中で、それなりの対応を示すことも大事ではないかと。JTでもさまざまな研究がされていると思いますので、そういう会社に支援をしてもらったり何かして、実験的に別の対応策も考えてやっていくべきでないかと私は思うのですが、どうでしょうか。

○立木経理課長

建物内の禁煙化に関しましては、改正健康増進法の施行期日が本年7月1日ということで迫っておりまして、それ以降は行政の建物、庁舎の屋内で吸えなくなるというところもございます。そういった中で、まずは屋外喫煙所を用意させていただくということでやらせていただいております。実際ご利用の方のお声を聞きながら、また何か工夫できないだろうかというのは、いろいろ検討させていただきたいと思っております。

○須貝委員

いろいろ徐々に対策を実行して行ってほしいと思います。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

○吉田委員

私もたばこは全然吸いませんし、むしろやめてほしいと考える立場なのですけれども、ただ、私が議員になる前、いろいろな活動のための建物の設計のときには必ず喫煙場所を主張してまいりました。そのほうが吸っている人にとっても吸わない人にとってもいいという形で、一番最初に小さな建物の建設にかかわったときに、当然みんな吸う場所を想定もしないで禁煙にしたのです。何が起きたかというところ、いらした方が皆さん外で吸われるのです。場合によっては、ずらっと住宅街の中の道に、明らかにこの建物へいらした方だとわかるようなところで皆さんが吸われてしまうということが起きて、慌ててその基準を緩めたということがありました。その次のときにはいろいろな方が外部からいらっしゃる建物については、必ずどこかに吸う場所を求められるので、本当は喫煙場所がちゃんとあったほうがいいのではないかと考えが変わったのです。吸われる方の意見を聞きながら今後考えていかれるというご答弁でしたので、それでいいと思うのですけれども、考えを言ってくださらない方、ここには喫煙所がないから、その周辺で吸う場所を求められると、明らかに区庁舎にいらした方が別のところで吸われるということがありはしないか大変憂慮します。

具体的に言ってしまうと、結構コンビニに行かれるのです。そこに灰皿が置いてあったりするではないですか。そうすると、どうもここに来る人が最近こちら辺で吸っているよというのが明らかにわかってしまうのです。そういう苦情が来てしまわないかなということが、ちょっと心配なのです。

繰り返しますけれども、原則は私もたばこはやめてほしいし、4階にある議会事務局の奥の喫煙所の前にある部屋は、本会議のときに傍聴の場というか、子どもたちも一緒に議会の様子が聞ける場になりますよね。せめてそこに子どもたちがいるときは、あそこの喫煙所はやめてほしいなという声が届いていました。そういうこともあるので、そういう配慮はしていただきたいのです。いきなりやめてしまうということが、近隣にどういふ影響を及ぼすかは注視していただいて、今後の対策をぜひ考えていただきたいと思います。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

○新妻副委員長

ありがとうございました。今さまざま出た中で、私の会派としても、これはぜひ進めていただきたいと思うのですけれども、480万円というこの予算の根拠を教えてください。東京都の補助金10分の10で、480万円、これは平成30年度の予算ということなのか、なぜ480万円なのかというところをお聞かせください。

○立木経理課長

まず予算の年度でございますが、これは平成30年度の予算で工事を行いまして、補助金も平成30年度ということで入ってまいります。

あと工事費の480万円ですけれども、今1カ所パーティションを設置いたしまして、設置する場所が資料の①と②の2カ所になります。1カ所当たり約240万円ということになっております。大きさが2メートル掛ける3メートルのスペースに、高さ2メートルほどのパーティションをコンクリートの布基礎の上に建てるという形になっております。

既製品にいいものがなかなかなく、納期もなかなか厳しいものがございまして、全てこれに合わせて作成してもらうという形で1カ所あたり240万円かかるということで工事を施工してございます。

○新妻副委員長

ありがとうございました。480万円しか申請ができないのか、かかる費用はもうちょっと上乘せし

て東京都に申請ができるのかというところをお伺いしたいのです。要は本当にしっかりしたものをつくってもらいたいのです。においは、風向きによって、どうしたってにあってしまいますので、そういう意味では今回この3カ所を整備するのであれば、多少予算がかかったとしても、中途半端ではなくて、ちゃんとしたものをつくっていただきたいと要望いたします。

そしてもう一つは、JTとのタイアップが今回あるのかどうかというところの確認と、屋内喫煙所に掲示を行い周知するとあるのですが、これはどこに行うのか、昨日たまたま戸籍住民課のところへ私がいたときに、喫煙所はどこですかと聞かれている区民の方がいて、そこにいた案内の方が丁寧に地図を見せながら、奥のほうですと、要はそこからちょっと離れた位置にあったので、そのことを含め丁寧に説明をされていまして、本当に大変だなと、喫煙される方はそういう場所を求めて部屋に行かなければならず、ある意味、苦労があるのかなとも思ったのです。なので、吸う方にも吸わない方にもちゃんとそれぞれにいい体制を整えていただかなければいけないと思いますので、屋内喫煙所の掲示がどういふふうにするのかというところもお伺いしたいと思います。

○立木経理課長

補助金についてです。東京都の補助金は、上限に達していませんので大丈夫なのですが、パーティション設置工事は私どももしっかりとしたものを用意するようにしてまいります。

あとJTとの連携は今のところしておりませんので、今後アドバイス等をもたらえるようなところがあれば、ぜひいただけてまいりたいと思っております。

案内に関しましては、総合案内のほうでももちろんしっかりするようにいたします。あと屋内喫煙所に関しまして、4月1日以降使えませぬということと、今後はこういった場所になりますというのを、はっきりわかるような形で掲示とご案内させていただきたいと思っております。

○伊藤委員長

ほかにありますか。ほかにご発言がないですので、以上で本件を終了いたします。

(6) 固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続について

○伊藤委員長

次に、(6)固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続についてを議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○伊東税務課長

それでは、私から固定資産税等の軽減措置の継続についてご報告させていただきます。この件につきましては、平成30年請願第15号および第16号固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願が提出され、昨年10月29日、第3回定例会の総務委員会において審査の後、11月21日の本会議におきまして、都知事宛てに軽減措置の継続を求める意見書につきまして議決がされまして、提出されたところでございます。

今般東京都より公表がありましたので、ご報告をさせていただきます。お配りしてあります資料をご覧ください。1でございます。1月25日に東京都より平成31年度についてもこれらの軽減措置を継続する旨の公表がございました。

2でございます。3つの項目について意見書で軽減措置の継続を求めたものでございます。(1)小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置は都市計画税を2分の1に軽減するものでございます。

(2)小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置は、固定資産税・都市計画税の2割

とするというものです。

(3)商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置については、65%に相当する税額まで軽減するものでございます。

2の(1)および(3)につきましては、平成31年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出する予定ということでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。特によろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

以上で、予定表1の報告事項を終了いたします。

2 その他

○伊藤委員長

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

次に、予定表2、その他を議題とします。

まず、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書(案)のとおりでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは、この案のとおり、申し出をいたします。

○伊藤委員長

(2) 委員長報告について

次に(2)委員長報告についてでございます。

議案審査の結果報告につきましては、正副にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは正副でまとめさせていただきます。

○伊藤委員長

(3) その他

最後に、(3)その他で何かございます。

○立木経理課長

私から、平成30年10月29日の総務委員会でご報告いたしました品川区総合庁舎に設置されている免震オイルダンパーにつきまして、その後の状況をご説明させていただきます。

平成30年10月16日の報道発表以後、KYB社に説明と謝罪、それから適合品への交換を求めてまいりました。この間、区も施工会社、設計会社と連絡をとり合いまして、安全性の検証を進めてまい

りました。KYB社より設計会社に示されました暫定データをもとに、構造の安全性を再検査した結果を性能評価機関で審査してもらったところ、震度7程度の地震で直ちに建物が倒壊しないということが確認されております。KYB社に対しましては、引き続き対応を求めてまいります。

○伊藤委員長

今の説明について確認したい点はございますか。

○須貝委員

直ちに倒壊しないということは、しばらくすると倒壊するということですか。それと、専門の学者のお墨つきがあるならわかります。ただそう言っている、調べたら、こうだと。それは自分のところで調べていて、第三者が調べているわけではないですから、そういうことをうのみにしていいのですか。

私も倒壊はないとは思いますが、例えば、亀裂が入ったとか、いろいろな問題が出てくると、区庁舎は防災本部になるわけですから、それに対して非常に心配するところなのではと思いますが、裏づけというのはちゃんとあるのですか。

○立木経理課長

震度7程度の地震で直ちに倒壊しないという部分でございますが、建物が倒れたり、崩れたりはありませんという確認でございます。確かに壊れる部分も当然出てくるかもしれないですが、命の危険があるような倒れ方、崩れ方はしませんということで確認がとれているということでございます。

あと先ほどの学識者による裏づけというところでございますが、今回確認がとれましたのは、設計会社が計算した資料をもとに、第三者である性能評価機関にその結果を渡しまして、改めて審査をしてもらったところ、それで間違いがないという確認がとれたということでございますので、いわゆるお墨つきがとれたという形でございます。

○吉田委員

1点だけ、先ほどこれからも引き続き対応を求めていくとおっしゃったのですけれども、対応というのは具体的にどういうことでしょうか。区は、直接的な契約ではないので、施工会社がそれを選んだということだと思えるのですけれども、区として直接KYB社にどういう対応を求めていくのか、またそういうことが可能なのか教えてください。

○立木経理課長

確かにKYB社と契約しているのは、施工会社でございます。私どもは実際製品を納めてもらい使っているユーザーでございますので、そこのところはKYB社とも直接やりとりをさせてもらっているところでございます。しっかりした説明と謝罪、あと契約に沿ったものが使われていないというところで、交換を求めていくという対応を、直接、もちろん施工会社も通して、両面で今行っているところでございます。

○伊藤委員長

それでは、正副より1点ご報告申し上げます。

まず先月の委員会でご案内いたしました今期の当委員会の所管事務調査の現況報告につきましては、お手元に配付のとおり、議長に提出いたしますので、ご報告いたします。

この場をかりて、委員および理事者の皆様のご協力に改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、本日の委員会をもちまして、このメンバーにより委員会は最後となりますので、ここで正副委員長から皆様に挨拶をさせていただきたいと思っております。

それでは、新妻副委員長、お願いいたします。

○新妻副委員長

今期最後ということで、一言ご挨拶を申し上げます。議員になってから初めての副委員長の任を拝しまして、皆様のご協力をいただき、滞りなく今期最後の委員会を迎えることができました。またこれからもしっかり区民の声を伝えるべく、頑張ってまいります。どうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○伊藤委員長

ありがとうございました。選挙が直前なので、引退する方も、それから再度出馬する方もいらっしゃるわけありますから、ぜひ総務委員会の伝統を引き継いでいただいて、それぞれの新しい議会で活躍していただきたいと思います。私もまだまだ足りないところがありますので、さらに勉強して、前に進んでいこうと思っております。改めて今年1年、ありがとうございました。

以上で、その他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。

○午後0時21分閉会